

健康食品対策について①

資料 4

都の健康食品対策

【「健康食品対策推進連絡会」の設置】

- ・ 平成 8 年 1 0 月から設置
- ・ 生活文化局、福祉保健局の各法令担当で構成

【都の健康食品対策】

- 1 事業者への指導・支援**
⇒ 試買調査、講習会の開催
- 2 医療関係機関等との連携（情報共有）**
⇒ 「健康食品」の安全性共有事業
- 3 都民への普及啓発**
⇒ パンフレット、ホームページ等を利用した情報発信

1 事業者への指導・支援

(1) 試買調査

法令違反の可能性が高いと思われる健康食品を店舗やインターネット通信販売等で購入し、表示・広告の検査や成分検査を実施
平成30年度：130製品試買⇒違反（違反疑い）108製品
※医薬品成分検出：11製品（シルデナフィル、タダラフィル等）

(2) 講習会の開催（毎年度1回開催）

日時：令和元年12月5日(木曜日)
場所：なかのZERO大ホール
内容：法令解説

（食品衛生法、食品表示法、健康増進法、特定商取引法、景品表示法、医薬品医療機器等法）

健康食品の広告・表示規制に係る自主的な取り組みについて（講師：公益社団法人日本広告審査機構）

受講者数：750名（速報値）

2 医療関係機関等との連携（情報共有）

「健康食品」の安全性共有事業（東京都医師会・東京都薬剤師会委託）

目的 病院・診療所、薬局から「健康食品」との関連が疑われる健康被害に関するリスク情報を収集し、健康被害の未然防止・拡大防止を図る(平成18年度から実施)

収集方法 都内の病院・診療所、薬局が収集した健康食品に関する健康被害情報を、東京都医師会、東京都薬剤師会を通じて収集

分析・評価 都知事の附属機関である食品安全情報評価委員会の専門委員会：「健康食品」による健康被害事例専門委員会にて分析・評価

都の役割 東京都医師会、東京都薬剤師会を通じて、都内の病院・診療所、薬局に安全性情報を提供するとともに、情報を蓄積。健康被害の状況によっては、必要な措置等を検討し、実施

蓄積情報 平成30年度末現在 368事例

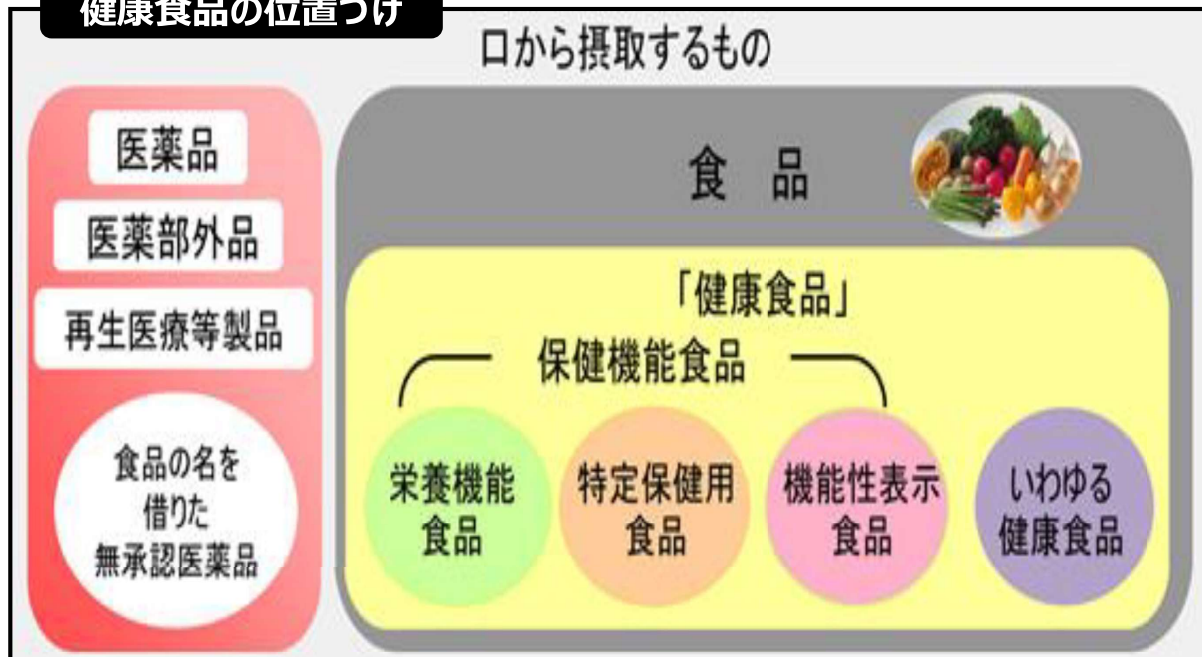
3 都民への普及啓発

- (1) パンフレット、ホームページ、メールマガジン等を利用した情報発信
- (2) おくすり講座の開催（一般都民向けの無料公開講座）

都の対応

- (1) 安全性共有事業を通じ、引き続き、健康食品に関するリスク情報の収集・提供、及び情報の蓄積を実施
- (2) 健康食品について、都民が制度や表示内容を理解し、適正に利用できるよう普及啓発を実施

健康食品の位置づけ



都民への普及啓発

- パンフレット
 - ・「健康食品ウソ？ ホント？」（リーフレット）の配布
 - ・「健康食品はお薬ではありません」の配布（A5版ダブルポケットクリアファイル）



都民への普及啓発

- 東京都食薬 e マガジン（メールマガジン）
月に2回、食と薬の情報等を電子メールにて配信

登録は**無料**です。
通信にかかる費用は
有料となります。

【メールマガジン登録ページ】

東京都食薬 e マガジン

検 索



<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/anzen/magazine.html>

- おくすり講座の開催（「薬と健康の週間」行事の一環として、医薬品等の適切な使用を推進し、都民の保健衛生の維持向上を図ることを目的に開催）
⇒ 健康食品についても併せて普及啓発を実施

- ホームページ（健康食品ナビ）